

**中小企業信用保険法第2条第5項第4号(③~⑤)の規定に  
基づく認定について**

経済産業大臣により指定された地域内の中小企業者で、区長の認定を受けた場合、金融機関からの借入に対し、信用保証協会からの保証が一般保証に加え別枠で利用できます。  
なお、利用にあたっては金融機関および信用保証協会の審査があります。

**(1) 受付場所**

台東区 産業振興課 融資担当 電話 5829-4128  
〒111-0056 東京都台東区小島2-9-18 台東区中小企業振興センター内1階

**(2) 認定の要件**

次の要件のいずれも満たす事業者

- 1 東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいる中小企業者であること。
  - 2 以下のいずれかの基準に該当すること。
    - ・様式3：業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の場合あるいは前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情があること。
    - ・様式4,5：前年以降、事業拡大等により前年比較が適当でない特段の事情があること。
  - 3 以下のいずれかの基準に該当すること。
    - ・様式3：直近1か月の売上高等が、直近1か月を含む最近3か月間の平均売上高等と比較して、20%以上減少していること。
    - ・様式4：直近1か月の売上高等が、令和元年12月の売上高等と比較して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年12月の売上高等の3倍と比較して20%以上減少することが見込まれること。
    - ・様式5：直近1か月の売上高等が、令和元年10月から12月の平均売上高等と比較して20%以上減少しており、かつその後2か月間を含む3か月間の売上高等が令和元年10月から12月の売上高等と比較して20%以上減少することが見込まれること。
- (最近1か月とは、原則申請する月の前月を指します。)

**(3) 必要書類**

1 法人/個人	申請書 ※2の確認書をご記入いただいてから申請書を記載していただきますようお願いいたします。
2 法人/個人	確認書
3 法人/個人	確認書の各月売上高等を確認できる資料(試算表、総勘定元帳等) ※1] 見込み月以外は単単位での各月の根拠資料(試算表等)が必要です ※2] 決算書等の集計ベースと一致していることを確認できることが必要です。 例) 法人の場合：法人税申告書等に添付の法人事業概況説明書と売上高を確認できる資料(前期分)が千円単位で一致する 等 例) 個人の場合：青色申告決算書の月別売上(収入)金額と売上高を確認できる資料(前期分)が一致する 等 ※3] 売上高等を導き出した経緯が確認できる明細があること(一行書き等は不可)
4 法人/個人	見込み売上高等を確認できる書類(売上計画表等) ※様式は任意です。別添の「売上計画表」をご参考ください。
5 法人/個人	認定要件2を満たすことが確認できる書類
6 法人のみ	商業登記簿謄本(発行日から3か月以内の原本)
7 法人	最新の法人税申告書・決算書・勘定科目内訳明細書等控一式(2期分) ※税務署受付印のあるもの、または電子申告の場合は「メール詳細(受信通知内容)」が必要です。創業後で未申告の場合は不要
個人	最新の確定申告書・青色申告決算書等控一式(2期分) ※税務署受付印のあるもの、または電子申告の場合は「メール詳細(受信通知内容)」が必要です。創業後で未申告の場合は不要
8 法人/個人	台東区内において事業を行っていることが確認できる書類 (賃貸借契約書、営業許可書、不動産建物謄本等)
9 法人	法人実印(訂正印用です)
個人	事業主の実印(訂正印用です)
10 法人/個人	許認可証、届出書等の写し ※許認可等が必要な業種についてのみ
* 上記の他、必要に応じて書類を別途ご提出いただく場合がございますので、ご了承ください。	

**(4) 留意点**

- ・認定日から協会受付まで30日を経過しますと、認定書を再度徴求していただくこととなります。
- ・特別区長から認定を受けた後、認定書の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定保証の申込みを行うことが必要です。
- ・台東区HPも併せてご覧ください。